

## 第三次行政改革大綱 実施計画 (集中改革プラン)

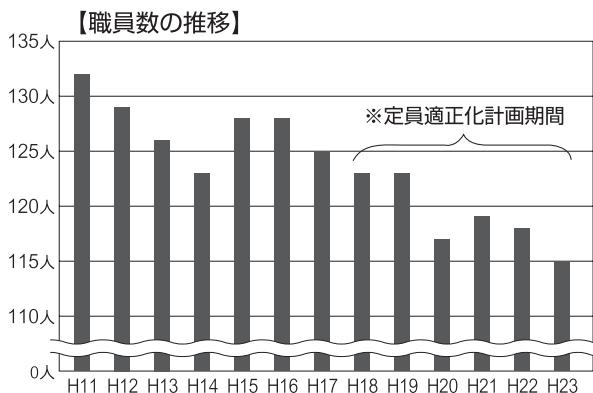


# 改革推進中!

町では、地方分権や町民ニーズへの的確な対応と、行財政運営の健全化を図るために、平成18年3月に松田町第三次行政改革大綱や同実施計画(集中改革プラン)等を策定し、行政改革を推進しています。

本号では、平成19・20年度における行政改革の取り組み状況や効果等について、お知らせします。

【問合せ】庶務課庶務係 ☎ (83) 1221



町の職員数(定員)は、平成19年度当初では123名(参考:平成11年度当初132名)で、同年中の退職者は予定を上回る10名(定年退職6名、\*勧奨退職等その他4名)となりました。また、新規採用を4名としたため、平成20年度当初の職員数は117名となりました。

**■定員適正化計画 職員数は115名に!**

職員数の管理は、松田町第三次行政改革大綱等と同時に策定した「定員適正化計画」に基づき推進し、平成23年度当初において115名を目指しています。なお、定員削減にあたっては、極力町民サービスの低下を招かないよう計画的な定員管理に努めます。

\*勧奨退職は、町要綱に基づき推進しています。

**■平成19年度の実績**

平成19年度の当初予算では目標額(削減額)を1億3,767万円と設定し、執行にあつては、更なる創意工夫と節減努力を図りました。

また、平成20年度の当初予算では、さらに町財政が厳しくなる中で、行政改革の主旨に基づき、平成19年度当初予算と対比して1億8,266万円の削減を図りました。(詳細は本紙4月号をご覧ください)。当面、本予算が平成20年度における改革の目標額となります。

## ■組織・機構の改革 スリムでフラットに!

複雑化する社会情勢や多様化する町民ニーズに、より柔軟で効率的に対応するため、平成19年4月に町の組織・機構を改革しました。

従来の部制を廃止し、3部10課27班体制から、8課22係体制へと改め、職階制を少なく、かつ効率的な組織にすると同時に、参事・課長代理・係長等を新たに設置し、職責の明確化と横断的な組織体制の推進を図り、さらに対度中、収入役制度から会計管理者制度への移行を実施しました。

また年度末にヒアリングを行い、新組織に関する検証をした結果、本年度における人事配置への反映(課長職2名の減や、更なる機構改革の必要性等)を認識しました。

## ■人件費の削減 5年▲2億6千万円

町職員数は、定員適正化計画に基づき、平成18年度の123名から平成23年度の115名と8名の減を見込んでいます。また、社会情勢や国の動向、町財政事情に鑑み、人件費の各種手当を見直しました。特に、地域手当に関しては平成18年度から10%を6%としていましたが、これを平成20年度4%、平成21年度で2%、平成22年度で0%とします。

これらの要素を踏まえた理論計算では平成19年度の人件費削減額は3203万円となります。

これらの要素を踏まえた理論計算では平成19年度の人件費削減額は3203万円となります。

%、平成22年度で0%とします。

**■削減した主な手当等**

- ・特別職及び一般職の地域手当の削減(10%↓6%) ▲3009万円
- ・特別職等の期末手当削減(町長12%、副町長8%、収入役・教育長5%力ット) ▲100万円
- ・管理職手当の削減(一律10%カット) ▲94万円

さらに推計として平成23年度までの5年間で見込む削減額は2億6076万円となります(平成18年度比)。

\*下表【職員人件費の推計】参照。

【職員人件費の推計】

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	合計
人件費推計等	1,004,068	1,011,173	943,901	958,571	935,807	910,128	5,763,648
H18年度比増減額		7,105	▲60,167	▲45,497	▲68,261	▲93,940	▲260,760



## ■組織・機構の改革 スリムでフラットに!

## ■指定管理者制度の導入 ハーブガーデンに導入

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的とする制度です。

町が保有する各種施設は平成18年度より順次、制度を導入し、現在、25施設を数えます。平成19年度に町の主要な観光拠点である松田山ハーブガーデンの指定管理者を募集した結果、20年度から民間業者による指定管理を開始しました。これによりサービスの向上を図ることはもちろんのこと、従前、施設経営等経費として、年間約1,000万円を町が負担していましたが、これを5年間で約4,000万円削減する見込みです。

## ■改革を継続します!

第三次行政改革大綱は、平成20年度を最終年度としていますが、平成21年度以降についても、継続することとし、平成21・22年度の2カ年にについて、第三次大綱を改訂し推進期間を延長することにしました。改訂にあたっては、成果・課題を検証した中で、大きな枠組みは残しつつも、新たな改革の追加や内容の見直しを実施していきます。

